

午後 3時00分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

9番斎藤晋議員の発言を許します。9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 朝から皆さん疲れていることだと思いますが、私ともう一人で今日は終わりですので、しばらくの間、ご清聴お願いいたします。

皆さんも発言しているとおり、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、それとコロナウイルスのまん延、町民が不安に思っております。私もいろいろな場でウクライナの話とかコロナの話を話題にしていろいろ話しておりますが、何一つ答えが見つかるものはありません。みんなが平和で不安のない生活が送れるように、行政のほうでもしっかりお願いしたいと思っております。

それと、今回3月定例会ですけれども、6月定例会の予告編ではありませんが、先日、総務のほうからいただきました、パワーハラスメントの防止の対策等の取り組み状況というのをいただきました。これを見ますと、令和3年8月の日付があって、施行日が令和2年3月31日ということで、パワーハラスメントの委員会が作れというような話があります。私、民間の会社において15年から20年ぐらい前に作ったものが、まだこういう行政の場でできてないというのは残念に思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員、もう少しマイク近づけてください。

○9番（斎藤晋君） 4項目ありますが、1つ目、町が誇れるものは何なのかという質問です。

町外の人、県外の人、いろんな人に、町は何が一番有名ですかというような問い合わせというか聞かれます。私はよく言うのは、自然が一番ですと。山菜もおいしい。山に行くと空気もおいしい。それにネコバリ岩というさざれ石、そういうのもある。もうすごいですよというような話もします。夏は川で魚もとれる。そういう遊びもすぐできる町ですというふうに答えて、私もそういうふう実践をしております。

その中で、町が他町村・他県に誇れるものは何があるのかなど。あるとすれば何なのかということをお伺いします。今後、それで町がどのようにその有名なものと関わり、誇れるものを後世に残すため、ほかの人に知っていただくために、どういうふうに宣伝・育成していくのかについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 9番齋藤議員のご質問にお答えいたします。

このたび、五城目小学校の6年生が総合学習の時間に五城目町の魅力をテーマにしたシールをデザインしております。このシールには、だまこ、お菓子、森山、朝市、五城目城、ネコバリ岩、キイチゴなどが描かれておまして、この全てが当町の誇れるものであると考えております。このシールは、ふるさと五城目会の皆様にお届けをいたし、また、ふるさと納税の返礼品に同封して全国の皆様方にお届けすることとしております。

令和4年度におきましては、町のホームページの改修に合わせて「#あっと五城目」のコーナーを開設し、このような資源を生かし、さらに育て上げるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 齋藤晋議員

○9番（齋藤晋君） 今、町長がおっしゃったそういういろんな誇れるものがあるということですが、そのほかにも中山遺跡から出た出土品、その中に埴輪とかそういうものもありますし、漆塗りの何ですか、そういう道具もあります。いろんなものが誇れるものとして町民が分かるようなそういう施策、それからそういうものを宣伝できる、そういう知らせる、そういう方法がもっととられるべきではないのかなというふうに思います。

野鳥の森の下にある県の建物の中に埴輪とかもありますけども、あれはもうあそこに見に行く人っていうのは誰もいないような気がします。あそこに入館、1年に1回ぐらい入館しますけども、私以外に入った人がほかにはあんまり見たこともありませんし、何でこうなのかなというそういう気がします。やはり今、ネットの時代でありまして、やっぱり宣伝、どういうふうに宣伝すればいいのか。パンフレットだけ作ればいいのかという問題ではない。やはりもっとみんなに知ってもらって、五城目をもっと有名にするというような方策、そういうものも大事なのではないのかなと。やはり広報に書きまして。パンフレット作りました。それだけではなく、いろんな方策で知ってもらう。私だいぶ前にも言いましたけども、今、私、名刺きらしてありますけれども、名刺の裏に五城目の名産品ということで刷った名刺、そういうものも私使って、200枚全部配り終えましたけども、また新しく作ろうとは思っております。その中に新しいそういう名産品、そういうものも必要なのかなというふうに思いますし、町が全体の全員の名刺をそれで作るということであれば、私もそれに参加させていただきたいと思います。

やはりもっと五城目の名品、そういうものを宣伝するためにどうすればいいのかと。町長はじめ副町長、名刺何つつうのは年間に何百枚というものを渡すわけですけども、その中に五城目の名産品、そういうものがあれば、また知らせる人数も違ってくるのではないかというふうにも思いますし、いろんな方策を考えて、こういうものを誇れるものということで残していければなというふうにも思いますので、どうぞ検討してみてください。

先ほど荒川議員が「検討します」というのは引き取り答弁だというそういう話がありますが、私もこれから「検討します」と言われたら、次にいつ誰がどの課がいつまで検討するのかというふうにお伺いしようかなと、そういうふうにも思うようなことがありました。今後、町長の答弁で「検討します」という言葉、それに似た言葉が出れば、そういうふうなものが出るのかなというふうにも思いました。

皮肉はそのぐらいで、2番目の質問に移ります。町が他町村・他県に誇れる名物料理ということでお伺いいたします。

先ほども出ましたけども、だまこ餅ということで町長からお話がありました。だまこ餅もいろんな説があって、大川で味噌だまこという、あ、ふなだまこですか、これが発祥だというそういう説もあるし、山師がおにぎりを持って行って、それで味噌汁つつうか鍋に入れて煮て食べた、それがだまこの発祥だというそういう説もいろいろあります。

その中で、時代によってその名物料理というのは変わってくると思います。四渡園の下に屠殺場があった頃、新鮮なレバーが手に入るということで、五城目の名物、レバ刺しというそういう時代もありました。それから、馬肉、屠殺した馬の肉、安く、一番安く手に入ったのかな、鯨の肉と馬肉というのが。で、五城目のお祭りには馬肉の煮付け、それがどこのうちでも馬肉の煮付けが出たと。それもこの辺では、笹竹ですか、たけのことですね、たけのこと一緒に作ったようなそういう煮付けが出たという、そういう話も年寄りによく聞かされます。で、いろんなものがあると思いますけども、そういう名物料理、それから、この中に名物のお菓子も入るのかもしれませんが。店は言いませんが、昔はおやき、それから、あれは何ですか、わらび餅、それからクルミ餅、そういうようなお菓子もありましたし、それから最近では平たいかりんとうですか、そういうものも作られて名物にもなりました。そういうものを名物料理として、料理・お菓子として、これからどういうふうに知名度を上げていくのかというものについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

五城目町の名物料理といえば真っ先に思い浮かべるのは、誰もが口を揃えて「だまこ鍋」と言われると思います。しかし、だまこ鍋以外にもまだまだありまして、今では余り目にする機会はなくなりましたが、米の粉を使った夏の酢の物である「浅漬け」、大鍋に根野菜や山菜が豊富に入った栄養満点の「きゃのこ汁」、春から夏にかけて山中の地でとれるミズをたたいて作る「ミズたたき」、正月の朝に食べられる「とろろまま」、シソでご飯に色づけした「ままづけ」、また、今もおやつとして親しまれております「おやき」などの料理が挙げられます。

町といたしましては、これら全ての名物料理について、可能な限り次世代へ受け継いで残していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いや、冗談抜きにして、ぜひ残していきたいなというふうに思います。やはり子供たちが、五城目の味ということで何があるのかなというように分からない子供が町外に出て自分のふるさととはということを考えた時に、何も思い浮かばない、そういう子供たちにしたくない。やはり町の有名な名物はこれだよというように分かるような、そういう教育も必要なんではないのかなというふうに思います。ですから、その方策として子供たちに考えさせる、そういうことも必要ですし、それをこう足りなかったら大人が教えるというそういうことも大事だと思います。そういうことを町でやっていただければというふうにも思いますし、教育長もそういうふうにご教育していただければというふうに思います。

それでは、次に移ります。3番目、インスタント食品・冷凍食品が多くなり、家庭の味も変わってきております。手作りの味、昔の味が消えつつある。また、朝市の農産物加工品も、食品衛生法の改正により、なくなりつつあります。これは先回の一般質問でもやりましたけども。この町のこれまでの味、伝承の味を残すのは、今が本当に最後の時期なんではないのかなというふうに思います。どういうふうに残せばいいのかということを考えた時に、やはり受け継がれてくるというそういう伝承、そういうものが大事なのかなと。でも、年寄りが一人で住んで、その人が漬物の名人であって、その名人の味をどうやって残すのかと。伝承するにも伝承する人が、後継者がいない。そういう時にどうすればいいのかと。ですから、私が前からお話しているとおり、町の名人探

し、そういうものをすべきではないのかなと。私は漬物、なすがっこの漬けたら私は名人です。私は、先ほど町長が言った浅漬け作らせたなら名人ですというような人を講師として伝授してもらい、伝承してもらい、そういう施策は生まれてこないのかなというふうに思います。私もそういうことをやらなければいけないと思って、ずっと考えておりますが、私の力不足でそれができておりません。でも、行政で、最後は行政でやらなければ何ともならないのかなと。多くの人を動かす、それはやはり行政の力であって、個人の力ではないのかなというふうにも思いますので、そういう郷土の味保全のために何か方策を考えているのかということについて、町長の好みも交えてご回答をお願いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

先ほど答弁でも述べましたが、五城目町には受け継いでほしい名物料理はたくさんあります。個人的な好みで言いますと、代表的な料理のまずはだまこ鍋、そして栄養満点なきゃのっこ汁と。以前はおやつとしてですね、ばったら焼きなどもまた食べたこともあります。

なお、町の現在における方策といたしましては、今後も身近な存在として位置づけることといたしまして、町内の女性農家で組織される任意団体の五城目町農村生活研究グループ連絡会において、町民を対象に「未来へ残しておきたい郷土料理」と題して定期的に講習会を開催したいと考えており、会の活動計画として昨年から話し合いをしてきておりますが、コロナ感染症のこの影響によりまして残念ながら講習会の実施までには至っておりません。しかしながら、去る2月21日開催されました役員会では、会員同士が今年こそは実現したいと強い意思確認をしているところでございます。

また、地元のお米消費を拡大することを目的とした五城目町米消費拡大地域活動推進委員会におきましても、中学校をはじめ様々な団体より依頼を受け、現地に赴き、だまこ鍋の由来や調理方法などについて指導してきております。

これからもこれらの活動を通しまして、五城目町の味を守り続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 町が私提案しました加工場という話をいたしましたけども、加工場

を作るのが大変だというそういう話でありましたので、いろんな方にお話したら、私が加工場を作るという人もおりました。で、作るために自分の事務所の一角に作ろうとして保健所に行って、衛生責任者、それから場所の選定とかそういう、工場というか加工場にするために保健所の指導を受けようというふうに思ってた矢先、コロナが200人、100人というような数字になって、そういう講習会も今開かれておりません。ですから、秋田中央保健所で開いていないと。それで秋田に申し込んだら、秋田も多くなって中止になったと、そういうような状況です。ですから、やろうと思ってる人は自分で行動もしております。ですから、町ももっと積極的なそういう行動、そういうものをとっていただきたいというふうに思います。

助成金だけやればいいのか、補助金だけやればいいのかというあれではなく、やはり町民の声をちゃんと聞いて、それに対処する、そういう行政であってほしいと思いますし、町の誇れるものというものはその町民町民によって違うかもしれませんが、それを代表するもの、これをぜひ後世に残していただきたいというふうに思います。これからも時あるごとにお伺いしてまいりたいと思いますので、先ほどの「検討します」ではないですけども、いつ誰がどの課がどうやって検討したのか、その結果はどうだったのかというふうな質問もこれからさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の2番に入ります。コロナ対策についてであります。

庁舎内、それから小中学校でも感染者が出ましたけども、町及び教育委員会は感染者をどのように把握したのか。濃厚接触者の把握はどのようにしたのか。そして、どのように拡大しないように対策をしたのかについて、まずお伺いします。

また、感染者が出た時点で、小中学校、こども園に対する連絡体制及び保護者に対する連絡はどのようにしたのか。感染拡大を防ぐため、保健所との連絡体制はどのように確保したのか。保健所からの指導はどのようなものであったのかということでお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

まずは、庁舎内での感染者につきましては、本人から感染者となった旨の連絡があったことを所属課長から報告を受け把握しております。その後、職場としての対応について保健所へ相談し、庁舎内の消毒としてはデスク周りなどをアルコール消毒液にて消毒作業を行い、各課室にも消毒物品を配布し、消毒作業を徹底するよう指示しております。

また、庁舎内各出入り口へ張り紙にて情報提供を行い、来客者の2階以上への立ち入りを禁止をしております。

濃厚接触者などの把握につきましては、保健所が感染者の行動履歴などをもとに確認作業を行いながら特定し、対処していくものでありますが、庁舎内に関しては、陽性者と手で触れることのできる距離1メートルで、そしてマスクなしに15分以上接触のあった人との判断基準を参考に、昼食時に周囲にいた職員を濃厚接触者扱いとし、事務室内の職員及び会議で長時間同室した私と副町長、関係職員を接触者扱いとして、秋田県PCR検査等検査無料化事業によるPCR検査を実施し、全員陰性との確認を得ております。また、濃厚接触者扱いとした職員については、自宅待機の上、保健所からの指示のもと、後日、再度PCR検査を受け、陰性を確認し出勤したところであります。

なお、保健所との連絡体制はできていたものの、感染拡大を防ぐために1回目のPCR検査は自主的に行うなど、早めの対応をしたところであります。

次に、小中学校の感染者につきましては、保護者が学校へ連絡し、学校長から学校設置者である教育委員会に報告を受け、状況を確認した上で、教育委員会が保健所及び学校医へ相談・指導を求め、感染拡大防止対策について教育委員会が学校長へ指示しております。

なお、校舎内の消毒作業につきましては、保健所から、普段から学校関係者が行っている机や物品、施設などの人が触れる箇所をアルコールなどの消毒液による拭き取り作業で十分であるとの回答を得ております。保護者への連絡につきましては、緊急性を要すると判断したことから、一斉メールで連絡をしております。

感染拡大を防ぐための連絡体制などにつきましては、休日や時間外でも対応できるように、学校長、保健所、教育委員会など関係者で連絡体制を整えており、陽性となった児童生徒や同居家族の行動歴などをもとに、児童生徒の待機期間、同居家族などの状況などについて情報共有をさせていただいております。

次に、もりやまこども園の対応といたしましては、保護者から園児が濃厚接触者に判定されたとの連絡を受け、健康福祉課に報告し、PCR検査の結果が出るまでの金曜日と土曜日の2日間、当該園児のクラスを学齢閉鎖とし、園内の消毒作業を実施しております。検査結果につきましては、土曜日に陰性が確認されております。

保護者への連絡につきましては、緊急性を要すると判断したことから、学齢閉鎖をする旨と陰性が確認されたため、月曜日から通常どおり保育を実施することを一斉メール

で連絡しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いや、これ以上広がらない、それ以上広がらなくて本当によかったというふうに思っております。中央保健所管内という言葉が出てくるたびに、五城目はどうなのかなと、そういうふうにいつも不安に思っております。

次の2番の問題にも出ておりますけども、濃厚接触者に対する対応の基準というものは、前のデルタ株の時に出了された指針だと思います。要綱だと思います。それオミクロンになって新しくなったとは思いませんけども、やはりどれだけみんなで注意するかと。もう知らないでそこに来た人なんつうのはいないような、そういう感じで、やはりみんなに注意喚起し、みんなで防いでいかなければならないというふうに思いますので、2番の問題のその基準というか、濃厚接触者に対する対策の基準というものは、デルタ株の時と一緒なのかということについてもお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

濃厚接触者の基準は、全て同じであり、陽性者が発症した日の2日間前に接触した者のうち、陽性者と同居あるいは社内などで長時間の接触があった者や、マスクをつけずに1m以内の距離で15分以上の接触があった者が該当します。

濃厚接触者の自宅待機期間は、オミクロン株の潜伏期間などのデータから変更になっており、これまでの14日間から10日間へ短縮され、さらに1月28日付の通達では、7日間に短縮されております。ただし、待機が解除された後も10日間が経過するまでは、検温などに、そのご自身による健康状態の確認や感染リスクの高い場所の利用、そうした会食などを避けることなどの感染対策が必要になっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 基準は、報道によりますと1mというのはデルタ株のあれで、もう今は2m、3mというそういうような基準も発表、発表つか出てるところもあります。よく調べていただければというふうに思います。

それでは、3番目、感染者及び濃厚接触者の職場や自宅等の消毒ということでお伺いします。

この職場に関しては先ほど町長はお話しされたと思いますけども、その自宅に関して、どのように対処してるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

消毒につきましては、保健所からの指示のもと、職場の感染では職員が消毒し、自宅の場合は患者もしくは家族が行います。消毒の範囲は、全員が触れる可能性があるドアノブや照明スイッチ、家電、トイレや洗面所などを重点的にアルコールなどで拭き取り消毒をすることになっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 患者が少なく、濃厚接触者も少ない場合は、保健所から派遣された業者、そういうものが噴霧器を持って本当に防護服を着て、それで噴霧して、それで消毒してた、そういう記憶もあります。そういうものがなくなって、きれいな雑巾とかそういうものにアルコールを付けて拭くだけということで、本当にそれでいいのかなというそういう気もしますけども、でもこれだけの人数が出て、これだけ自宅待機、自宅療養、濃厚接触者が出ている状況の中で、そういうことしかできないのかなというふうにも思います。

それでは、4番目の問題に入ります。ワクチンについてということで、2月16日の魁新聞に、こういう意見広告というものが出ております。これは、厚生労働省ホームページから「未成年接種を考える」ということで、子供のワクチンの接種、これはいいのか悪いのかというようなそういう厚生労働省のデータから拾ったものですね。株式会社ユーネットということで下についておりましたけども、これを見ますと、未成年者のワクチン副反応疑い報告は既に1,606人にも上り、そのうち重篤者は387人、後遺症8人、死亡者は5人、20代も含めると副反応疑い報告が7,006人、重篤者1,100人、後遺症28人、死亡32人というようなショッキングなデータも報告されております。

この中で、町が推奨していいのかということの問いなんですね。町で、やってくださいとお願いするのか、それとも親御さんと子供と考えて自主的に決めてくださいというふうな、そういうふうな進め方をするのか。そのどちらなのかということでお伺いしたいと思います。

これは、ある医者と呼ばれて行きまして、その医者が私に対して、町がやれというよ

うな命令、そういうものをすれば大変なことになるんじゃないのかなというような、そういうお話もありました。誰がその責任をとるのかということをおっしゃっていました。これについて、町の考え、推奨するか、個人の判断に任せるのかというそのどちらなのか、その言い回しをどういうふうにするのかということについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町といたしましては、国からの指示に基づき、予防接種法の努力義務規定の対象者にはワクチン接種の有効性や副反応のリスクについての情報提供と相談者への丁寧な対応に努めながら、本人または保護者の同意を得た上で実施しております。3月23日からは、5歳から11歳の方へのワクチン接種を開始いたしますが、予防接種法の努力義務規定は適用されないことから、接種機会の確保に努めつつ、国の情報提供資料の配付や3月上旬に新しく設置される予定の秋田県新型コロナウイルスワクチン小児接種専用相談センターへの紹介などにより、保護者が接種の判断を行うにあたっての心理的負担の軽減に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） こういう記事に出てくるデータっていうのは、そういう厚生労働省から下に降りてくるそういうものの中には、その数とかそういう統計っていうのは出ていないんだと思います。やはり判断材料として、こういうマイナスなものもあるということだけは、まず覚えておいていただかなければならないと思いますし、医者の中でも賛否両論だというお話でした。推奨するというそういう医者も多いそうです。それから、絶対自分の子供には受けさせないという、そういう医師もおります。やはりその自由、そういうものを強制的にやるということではなく、やはりよく話し合っ、いろんな判断材料を見て、それで接種してもらいたいと、そういうふうに思いますので、特に小さい子供に関しては、ぜひそうしていただければと。親が判断したものは子供が従うでしょうし、その親の判断を町が間違いというよりも、判断をちゃんと決めれるそういう材料を提供してやってほしいというふうに思います。よろしくお伺いいたします。

では次に、今のワクチンの接種の状況はどういうふうになっているのか、お知らせお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

令和4年2月末時点で2回目の接種を終えた町民の方々は7,636人で、接種率は92.3%であります。3回目の接種を終えた町民の方々は1,694人で、接種率は20.5%であります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） まだ20.5%ということで、町長は受けられましたですか、3回目。私はまだですけども。

それで、昨日ちょっとおもしろい、おもしろいんじゃないですね、差別だというふうにしてこう見たものがありました。64歳までの人に、空きがあるから受けないかというそういうような手紙が来ておりますけども、65歳以上、私もうすぐ70ですけども、そういう人には来ておりません。それはなぜなんでしょうか。出した課があるはずですけども、そういう課の方、お答えいただけますか。

○議長（石川交三君） 猿田健康福祉課長

○健康福祉課長（猿田広秋君） 斎藤議員にお答えいたします。

65歳以上の高齢者につきましては、2回目の接種日から6カ月という間隔で、第1クールはまず終わったんですけども、第2クール、まだ3月の16か7から始まる第2クールの分は、接種券は届いてると思います。ただ、その予約とったわけなんですけども、その65歳以上の方の枠が埋まらなかったために、せっかくの接種の機会ですので、150、160人という定員にしなければならない関係もありまして、今回60から64歳の方にも接種券を送付して、ただ60から64歳の方全員というわけではなく、先着順という形で定員枠を埋めさせていただくような形になりました。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いや、おかしいんですね。私にも接種券が届いております。で、私の弟にも届いております。で、何月何日から何月何日まで予約してくださいと。そういう中で、私よりも若いんで私よりも後に受けた者に、その64歳以下だからということで、その空きがあるから行ってくださいということで来ておりますが、同じ接種券が届いた中で何でそういう差があるのかなと。年寄りも重篤になるというふうに言われております、罹患すれば。そういう中で、そういう差別をつけたりするのはいかがなもの

かなど。私は非常に顔ではニコニコしておりましたけども、何だこれというふうに思いました。もっとよく考えてから出せというふうに、そういうふうに思いました。いや、今さらこれで文句言ってもしょうがないでしょうから、次に移らさせていただきます。

時間もありませんし、除雪についてお伺いいたします。

今年度の1月末までの降雪量、積雪量、除雪費はどのくらいかということでお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では、気象庁観測所のほかに北ノ又地区で観測を委託しており、1月末で累計降雪量が336cmであります。また、最大積雪量は138cmとなっております。また、上樋口地区のアメダス観測所では、1月末で累計降雪量が293cmでありまして、最大積雪量が76cmとなっております。

前年度の同時期と比較いたしますと、北ノ又地区で1.3倍、本町部では1.2倍の降雪となっております。

また、経費につきましては、1月末現在での執行額は1億243万7,236円となっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 2つ目の問題は松浦議員が質問しましたんで、これを省かしていただきます。

3つ目、時間がないので早くやります。除雪の時間帯ではない時間帯に除雪を実施している時、車が、作業車が見受けられました。いつというのは私控えてないもんで忘れましたが、町の指示でやったのかということですね。で、この除雪の時間帯でない時間帯に手直ししているようにこう見受けられましたけども、作業がされてるとすれば、これも町の指示でやったのかと。ということは、町の指示でやったとすれば、それについて町の係がやってくださいとかそういうふうに話してるでしょうし、それについてお金が支払われているのかということにもお伺いしたいと思いますし、それに日中ですね、日中というよりも、いつもの時間帯でない時間に除雪機を動かすということは、保安員を置かなければいけないという規定もあると思いますけども、そういう規定はどうなって、どういうふうに業者に対して話してるのか、そういうことについて伺いたいと思

ます。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では基本的に深夜から明朝にかけての除雪を行っておりますが、降雪の状況や気温の上昇によりまして路面の緩みなどで通行に支障が出た場合、緊急に日中や早めの出動をお願いすることもあります。深夜除雪後以降でも断続的に雪が降り続いて安全な通行ができない状況と判断した時は、通勤・通学の時間帯を避けて再度出動をお願いしたこともあります。いずれも町でパトロールをし、状況確認をした上で、町からの指示で行ってもらっております。

また、町の指示で行われるロータリー除雪車による排雪の際などは、町職員が誘導員として交通整理を行っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） ロータリー除雪車だけでしょうか。ローダーとかそういうものについては、保安員を置かないということによろしいのでしょうか。

○議長（石川交三君） 工藤建設課長

○建設課長（工藤高明君） 9番斎藤議員の質問にお答えします。

まず、ロータリー除雪車以外のローダー等につきましては、再度出動の場合、再度という形になりますので、あらかじめ時間が指定されていないということで、業者の出動時間がその時間に出れないこともあります。それで、業者のほうに自分の出れる時間帯に出てくださいという形で、もしそれが交通に支障があるような状態の時は、誘導員を置いてやっていただけないかというお願いをしております。で、基本的には誘導員の置いてくださいということで、交通が激しい時は置いてくださいということでもありますけども、その辺に関しては出動時間帯によって業者さんが自主的に誘導員を置いて行っている場合がございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） じゃあ、その私が見たのは日中もありますし、夕方もあります。で、やはり誘導員がいない時がありました。誘導員1人つけてる車もありましたけど、やはりそのやっぱり安全に関して、やはり徹底して業者の指導をお願いします。でないと、

車、日中ですと車走ったりいろいろしております、やはり危ない場面もありますし、町民の安全が一番だと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

次、今年の除雪に関して、私、除雪に関して、先ほど畑澤議員が40回という一般質問したと言うけれども、私はたぶん1回手術でサボっておりますので39回だと思います。その39回の中の30回ぐらいは除雪について質問し、除雪だめだ、だめだというふうに言ってきましたけども、今回だけちょっとほめたいと思います。

先ほど町長もお話しましたが、除雪が最悪にならないように、ぬかるみができるすぐ除雪する。それから、そういう場面が多く見られました。それから、排雪に関してもそういう場面が見られました。やはりいい時はいい、悪い時は悪いというふうに言えるようなそういうふうになりたいと思いますし、除雪業者の方に関しても「いや、今回よかったね」と言ってやれるような、そういうシステムがあればいいのかなと。で、町の係の中でそういうふうにも業者に対しても言えるのは誰なのかなと。で、そういういい悪いをちゃんと伝えるシステムというのはどういうふうになってるのかなと。ということで伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

通常、午後から夕方の4時頃をめどに路面状況を確認し、天気予報と照らし合いながら除雪業者と小まめな打ち合わせを行い、出動の有無を決めております。前回の除雪後に寄せられた苦情や要望などに関しましても、出動前に綿密な打ち合わせを行って処理するよう指示を出しております。また、緩んだ時の剥ぎ取り除雪の際は、大きな塊ができることが多いために、多少時間がかかっても排除するように指示を出しております。

伝達するシステムといたしましては、現在、携帯電話、またファックスによるものしかありませんが、全ての情報を共有するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 除雪して、うちの玄関、玄関というよりも道路とうちの敷地の前にこう置いていかれる、そういうところもありますし、私はたまたまその時間において、除雪車がそういう作業をしている時間帯に表に出て、こう黙って見てたら、私のところはこうきれいに取りっていきました。やはり見てればきれいに取りっていくのかなと。で、誰もいないようなところは、ごろごろと残したままだというような、そういうのもあ

ります。やはり人間がやることですからいろいろあるんでしょうけども、やはりそうではなく、半分が65歳以上の高齢者の町ですから、そこにこう優しい気持ちを持って除雪をしていただければというふうに思いますし、そういう業者に育てていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の問題です。コロナ禍での一人暮らしの孤立についてということで、1にありますけども、1、2両方一度にお伺いいたします。

コロナ禍の一人暮らしの町民、特に老人の孤立が問題視されております。また、老人施設、病院などでは面会ができないために、孤立になっている老人が多くいらっしゃいます。で、やはり人と会わないということは、痴呆が進んだり、うつ病の気が出てきたり、いろいろな大きな問題となっております。町ではそういう問題に対して対策はあるのか。それ各施設に対するそういう指導とか指示とかしているのかということについて1つ目ですね。

2番目、老人の孤立を防ぐために、町民による居場所の提供や声がけということではいろいろやってるところもあります。老人のお茶っこ飲む場所を提供してくれてるところがありますし、そういう人たちを集めてサークルを作ってる人もおります。その中で、町の公共施設の中で、年寄りが来て困るというそういうふうなあれではないと思いますけども、もう早々と電気を消してみたり、それから暖房を切ってみたりして、私から見れば、ああ、ここにいるなど、ここに集まるなどという言わんばかりのそういう行動のかなというふうにも見えてきます。そういうことがないように、町でその老人の居場所、そういうものに関してどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

老人福祉施設、病院などの面会時間につきましては、高齢者は新型コロナウイルスの重症化リスクが高く、施設内にウイルスを持ち込まないことが最も有効な感染防止策と言えることから、面会時間が続いていた一方で、長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与えるものでありました。このことから、厚生労働省より新たに方針が示され、やみくもに面会や外出を制限するものでなく、可能な限り安全に実施する方法を検討しているというように変更されております。これを踏まえまして、高齢者施設、また事業所へ情報提供しているところでございます。

また、本人の外出自粛だけではなく、家族も感染を避けるために、ふるさとにいる高齢の親のもとへ帰省の自粛が続いております。自粛の影で認知症が進行していたり、身体機能や生活機能が低下したり、周囲が体調の変化に気づかず対応が遅れるケースも目立っております。地域包括支援センターでも専門職との連携による個別訪問や電話を用いて見守りや声がけにも力を入れ、コロナ禍に沿った相談支援に取り組んでまいります。

2つ目のご質問でございますが、公共施設は高齢者の孤立を防止するための大きな役割を担っているものと認識しておりまして、誰もが気兼ねなく集える場所を提供すべきと考えております。

ご質問の事例にあわれた方々におかれましては、心からお詫び申し上げますとともに、各公共施設を利用される方々へ快適な環境提供と高齢者の孤立防止に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 時間なくなりまして、どうもありがとうございます。本当に町民に優しい行政であってほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 9番斎藤晋議員の一般質問は終了いたしました。

議場内換気のため暫時休憩といたしまして、4時10分から再開をいたします。

午後 4時02分 休憩

.....